

平成20年12月22日

反社会的勢力に対する基本方針

当行は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を遮断するため以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定めます。

1. 当行は、反社会的勢力による不当要求に対し、経営トップの指揮のもと全役職員が組織全体として対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
2. 当行は、反社会的勢力とは取引関係を含め、一切の関係をもちません。
そのため相手方が反社会的勢力であるかどうか常に注意を払うとともに、反社会的勢力と知らずに何らかの関係を有してしまった場合は、相手方が反社会的勢力と判明した時点、あるいは反社会的勢力との疑いが生じた時点で、速やかに関係解消に努めます。
3. 当行は、反社会的勢力による苦情を装った威圧・不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的な対応を行います。
4. 当行は、反社会的勢力に対し、裏取引、不適切な便宜供与、資金提供は一切行いません。
5. 当行は、反社会的勢力の不当要求に備え、平素から暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携します。

以上

株式会社 福島銀行